

京都市野外活動施設京北山国の家条例（平成17年3月25日京都市条例第113号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町山の家を引き継ぎ、児童及び生徒の心身の健全な発達を図るために良好な自然環境の下において行われる教育活動並びに市民の野外活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設として、京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 山国の家の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北小塩町初川口11番地の3

2 山国の家においては、次の事業を行います。

(1) 野外活動のための施設の提供

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

3 山国の家の開所時間及び休所日は、次のとおりです。

区 分		開 所 時 間	休 所 日
宿泊室 兼研修 室	宿泊のための 使用	使用を開始する日の午後1時から 使用を終了する日の正午まで	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
	その他の使用	午前8時30分から午後11時まで	
会 議 室			
ベ ッ ド ル ー ム		使用を開始する日の午後1時から 使用を終了する日の正午まで	
広 場		午前9時から午後9時まで	

4 山国の家の使用料は、次のとおりです。

区 分		単 位	使用料
宿泊室兼研修室（宿泊のために使用する場 合に限る。）及びベッ ドルーム	学齢に達しない者、小学校の児童 及び中学校の生徒	1人につき1泊	円 1,000
	高等学校の生徒及び高等専門学 校の学生		1,500
	そ の 他 の 者		2,000
宿泊室兼研修室（宿泊 のために使用する場 合を除く。）及び会議 室	午前8時30分から正午まで	1 室	1,500
	午後1時から午後5時まで		1,700
	午前8時30分から午後5時まで		3,000
	午後7時から午後11時まで		2,000
付 属 設 備		市長が定める。	

- 5 使用の許可その他山国の家を管理するために必要な事項を定めています。
- 6 山国の家は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。
- 7 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市野外活動施設京北山国の家条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第113号

京都市野外活動施設京北山国の家条例

(設置)

第1条 児童及び生徒の心身の健全な発達を図るために良好な自然環境の下において行われる教育活動並びに市民の野外活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市野外活動施設京北山国の家

位 置 京都市右京区京北小塩町初川口11番地の3

(事業)

第2条 京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 野外活動のための施設の提供
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(開所時間及び休所日)

第3条 山国を家の開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用資格)

第4条 山国の家を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

(使用の許可)

第5条 山国の家を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山国の家の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 使用者は、山国の家の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して教育委員会の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町山の家の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第2条第1項の規定による承認の申請を行ったものであって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、第5条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第2条第1項の規定による承認を受けたものは、第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 教育関連施設の項中「教育相談総合センター」の右に「、野外活動施設京北山国の家」を加える。

別表第1 (第3条関係)

区 分		開 所 時 間	休 所 日
宿泊室兼 研修室	宿泊のための 使用	使用を開始する日の午後1時から 使用を終了する日の正午まで	月曜日 (月曜日が国民の祝日に 関する法律に規定する休日 (以 下「休日」という。) に当たると きは、その日後最初に到来する 休日でない日) 並びに1月1日 から同月4日まで及び12月2 8日から同月31日まで
	その他の使用	午前8時30分から午後11時 まで	
会 議 室			
ベ ッ ド ル ー ム		使用を開始する日の午後1時から 使用を終了する日の正午まで	
広 場		午前9時から午後9時まで	

別表第2 (第7条関係)

区 分		単 位	使用料
宿泊室兼研修室 (宿泊の ために使用する場合に限 る。) 及びベッドルーム	学齢に達しない者, 小学校の児童 及び中学校の生徒	1人につき1泊	1,000 <sup>円</sup>
	高等学校の生徒及び高等専門学校の 学生		1,500
	そ の 他 の 者		2,000
宿泊室兼研修室 (宿泊の ために使用する場合を除 く。) 及び会議室	午前8時30分から正午まで	1 室	1,500
	午後1時から午後5時まで		1,700
	午前8時30分から午後5時まで		3,000
	午後7時から午後11時まで		2,000
付 属 設 備		別に定める。	

備考1 「小学校」には、盲学校、ろう学校及び養護学校 (以下「盲学校等」という。) の小学部  
並びに小学校に相当する各種学校を含む。

- 2 「中学校」には、中等教育学校の前期課程、盲学校等の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。
- 3 「高等学校」には、中等教育学校の後期課程、盲学校等の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)